

申請書のほかに必要となる書類（前倒し支給）

1. 基準日：4月1日

2. 提出書類

①生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等

○生活保護（生業扶助）受給証明書

- ・居住地の福祉事務所が発行するもの
- ・4月1日以降に発行され、生業扶助の受給の記載があるもの

②全員提出

○令和7年度（令和6年中の所得）の課税証明書、非課税証明書等

- ※居住地の市町が発行するもの
- ※配偶者控除があっても省略不可（保護者全員分が必ず必要）
- ※生活保護（生業扶助）世帯の高校生等は不要

○国籍等が確認できる書類（表1参照）

- ・世帯全員の記載のある住民票謄本（とうほん）

※世帯状況確認のため、筆頭者および続柄の記載があるもの

※国籍確認のため、生活保護（生活扶助）受給世帯も必要

※日本国籍の方は、**本籍地**が記載されたもの

※4月1日以降に発行されたものであること

※個人番号が記載されている場合は、該当部分を復元できない程度にマスキングを施すこと。

※住民票に生徒本人が記載されているか確認し、記載がない場合には、**住民票（除票）**を提出してください。なお、住民票（除票）を取得される際、自治体によっては、本人自著による委任状等が必要となる場合がありますのでご注意ください。

※住民票（除票）も、**筆頭者および続柄の記載があるもの**を提出してください。

※生徒本人が親権者と別居している場合や親権者と同じ自治体内に転居している場合（＝同自治体内の転居のため住民票除票が発行されない場合）などは、生徒本人の「住民票謄本」の提出をお願いします。この場合も、筆頭者および続柄が記載された「住民票謄本」をお願いします。

○口座振込申出書

○通帳の写し

- ・口座振込先の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が記載されている

ページのコピー（A4サイズ）

※金融機関統合等により金融機関名や支店名等が変更となっている場合があるため、必ず最新の通帳の写しを提出すること。

（例：旧十八銀行、旧親和銀行の場合、統合後の支店名が確認できる通帳）

※写しがA4サイズでない場合は、A4用紙に貼付するなどの方法で提出してください。

○扶養誓約書（第Ⅰ号様式）

※高校生等が就業して健康保険に加入している場合又は主たる生計維持者が

申請する場合（申請書【2 保護者等の収入等の状況について】（2）⑤又は⑥に該当）のみ提出してください。

表Ⅰ 国籍等確認書類

国籍・在留資格等	添付書類
・ 日本国籍	○住民票謄本の写し（原本） ※本籍地・筆頭者の記載のあるもの
・ 特別永住者	○住民票謄本の写し（原本） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載のあるもの
・ 永住者 ・ 日本の配偶者 ・ 永住者の配偶者等 ・ 定住者（永住意思あり）	○住民票謄本の写し（原本） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載のあるもの
・ 家族滞在 （就労定着意思有）	○住民票謄本の写し（原本） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載のあるもの ○日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書（原本）
・ 上記以外 （留学を除く）	○住民票謄本の写し（原本） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載のあるもの

3. 留意点等

○申請書等の記入にあたっては、申請書等に添付されている「記入上の注意」をご覧ください、記入例をご参考のうえ、記入もれや押印もれがないようご注意ください。

○本申請においては、消せるボールペンは使用不可とします。

○家庭状況に応じて記載書類の他に関係書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください。